

# 公民館、生涯学習と文化のまちづくり

帝塚山大学名誉教授 中川幾郎

はじめに

## 1 生涯学習と文化的人権（生涯学習は人権保障の一環）

### (1) 社会環境の急速な変化とめざすべき方向

高齢化…余暇社会対策思考からの離脱、包摂型社会形成へ  
少子化…偏差値型価値思考からの転換、多様な個性を尊重  
情報化…情報公開から情報共有へ、情報イリテラシーの克服へ  
国際化…グローバリズムの相対化と文化相対主義へ  
貧困化…社会的格差の拡大、特に子ども、若者の貧困化に対策を

### (2) 人権課題としての「生涯学習」の視点

自由権的人権と社会権的人権  
社会権的人権としての「文化権」の实在

### (3) 国際法上の規定

- ①世界人権宣言（1948）…第 26 条 教育に関する権利、第 27 条 文化的生活に関する権利
- ②国際人権規約（1966）…第 13 条 教育に関する権利 第 15 条 文化的な生活に関する権利（社会権規約）
  - ※教育に関する権利＝初等義務教育、公教育を受ける権利
  - ※文化的権利＝表現、交流、学習する権利（学習する権利は上記教育権の範疇以外の教育・学習権）
  - ※人権とは…？ 自己決定権のこと
  - ※明治民権運動のころ、権利は、「権理」であった。

## 2 学習権の具体的構造を見る

学習権とは、

### ①「ユネスコ学習権宣言」

読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である。

②「成人学習に関するハンブルグ宣言」

※「人権を十分に尊重する人間性中心の参加型社会のみが、持続可能な均衡のとれた発展を導くことを確認し」「成人教育は権利であるというにとどまらず、21世紀への鍵になっている。それは能動的な市民精神の帰結であるとともに、社会における完全な参加のための条件である。」「年齢・ジェンダー・平等・障害・言語・文化・経済的不均衡などの要素をふまえた内容」をもつ成人学習の創造。

学習と参加の密接不可分性の強調



「生涯にわたる過程とみなされる青年・成人教育の目的は、人びとおよびコミュニティの自治と責任感を育て、経済・文化・そして社会全体に生じている変化に対処する能力を高め、コミュニティの共生・寛容を促進し、情報公開による創造的な市民参加を推進することである。」



- 高齢者・青年（子どもを含む）の概念への意識的拡張。
- 市民としての自立（自律）能力とコミュニティに基礎を置いた集団自治能力確立への視点
- 準備教育ではなく、現在の変化に対処する教育
- 情報公開の必然性の指摘

3 生涯学習システム構築のために（本来の生涯学習を理解する）

(1) 社会教育と生涯学習の概念整理

○社会教育概念の混乱

- ・家庭教育、学校教育以外における一般的教育作用を総称（吉田熊次）
- ・家庭、学校の範囲を越えて…今正に組織化の道程に上りつつある広い社会の教育の新領域（春山作樹）
- ・生涯学習全体の中で文部省・教育委員会が担当するのは『学校教育』『社会教育』『スポーツ』『文化』の四つの分野である。…『社会教育』は広い概念で民間営利事業も首長部局の事業も「実施主体にこだわらず広く把握・ネットワーク化」して、『社会教育』ととらえていく方向にある。（岡本薫）

○生涯学習（ハンブルグ宣言から）

フォーマル教育…学校教育の社会的開放、社会教育における制度的・学校的教育機能の創造

ノンフォーマル教育…学校以外の組織化された学びの体系

インフォーマル教育…日常的な生活の中の学び、少人数のクラブなど

※ユネスコは「生涯学習」の中でも「成人教育」が重要な位置を占めると規定しており、両者の概念を明確に区分している。

## (2) 目指すべき方向

### ① 寺中作雄の思想の再確認

文部省社会教育課長寺中作雄「新しい社会教育の動向」[1949]から

「新しい方向に応じる社会教育の形態として、私はこれを大別して三つの形態に整理して考えることができると思う。第一は、学校拡張（スクール・エクステンション）の形態、第二は、公民館その他社会教育施設を中心とする形態、第三は団体活動の形態である。」…（社会教育は）「国民の自己教育であり、相互教育であり、自由と機動性を本質とする。」

↓

ユネスコのフォーマル、ノンフォーマル、インフォーマル教育システムの先取りといえる。

特に、こここでいう団体活動（インフォーマル教育の担い手）は、既存社会教育団体として収束してとらえられがちであるが、実は今日的な NGO、NPO とのパートナーシップにつながる思想である。

### ② 参加と共同（協働）をめざすプログラムの再編へ

生涯学習は、「単に個々の自発性による自己完結的な学びにとどまらず、『互助』、すなわち支え合ってよりよく生きたいという願望」に支えられた「学習共同体」における「共同の知」の形成が課題となる。（北田耕也）

※共同知＝地域を知る、人を知る（中川）

### ③ 知の形成、アイデンティティ形成と行動

- 知性＝理性（認識し、理解し、記憶する）＋感性（味わい、感じ、行動する）
- 自己実現→自己決定→参加→協働へ
- アイデンティティ形成のプロセス  
自己願望の確認、自己測定、鏡映自己の追求、これのサイクル化

### ④ 生涯学習システムの充実と活性化が地域を拠点とした社会発展（変革）をもたらす

P. ラングランと E. ジェルピの視点

- ・ラングラン…成人教育の入念な組立がうまく行われなければ、詰め込み主義教育から脱するための初等教育の抜本的な改革はありえない。
- ・ジェルピ……進歩的な生涯教育政策のもっとも基本的な原則の一つは、社会参加（コミットメント）である。すべての教育段階に労働者、子どもが参加すること、職業的に教師でない人を教育者として活用すること、地域社会の中における参加の広がり、社会的に恵まれない人に対する教育の保障を…

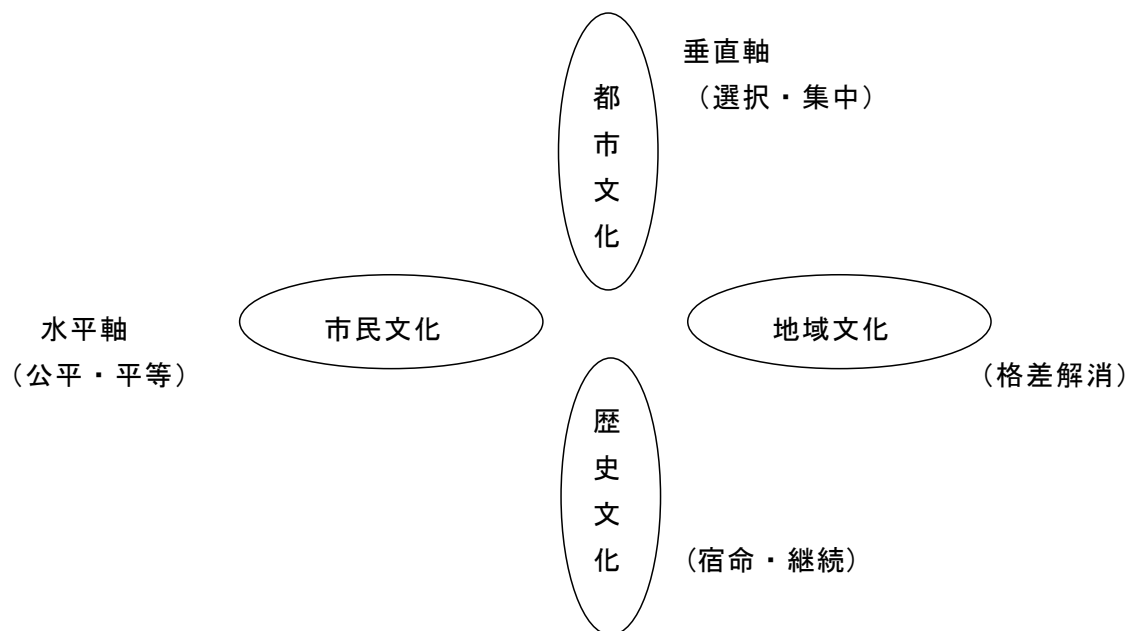
### ⑤ 地方自治体と生涯学習システム構築の上での緊急課題（「必要課題」の再整理）

- ・個人的趣味・教養型自己実現学習から、市民自治の活性化のための生涯学習へ
- ・継続的職業・技術教育コースの開発と実施

- ・サークル、集団運営を通じたマネジメント能力の活性化支援
- ・企画、構成段階からの市民参加
- ・地域コミュニティをテーマ、基盤とした学習プログラム（例、まちづくり計画）の開発
- ・行政情報、地域情報、学習情報の公開
- ・市民活動団体（NPO）との連携、活用
- ・地域コミュニティ団体とNPOとのクロスオーバーの場の確保
- ・芸術教育・学習プログラムの拡大と強化
- ・人権教育・学習プログラムの拡大と強化

4 自治体文化政策（文化・芸術、生涯学習など）は何を根拠として、何のために存在するか？

- (1) 自治体文化政策は、各種「自治事務」の総合化である（法定受託事務ではない）
- (2) 自治体文化政策は、条例、基本計画、審議会の3点セットで担保すべきである
- (3) 自治体文化政策は、「市民文化」政策と「都市文化」政策の2本柱で成り立つ
- (4) 自治体文化政策は、教育、福祉、医療分野、コミュニティ政策との連携を図る
- (5) 自治体文化政策は、産業振興、観光振興、文化財活用政策との連携を図る
- (6) 自治体文化政策は、公平・平等の視点と、選択・集中の視点を両極に持つ



※「文化的に生きる権利」とは—文化活動の三つの側面に注目  
世界人権宣言、国際人権規約（A規約）から  
表現・演技→交流・コミュニケーション→学習・蓄積  
（PCSサイクルの活性化を）

## 5 国、文科省所管の法律から

- (1) 国（「文化芸術振興基本法」2001年12月。改正2017年6月）
- (2) 地方自治体（自治体文化条例）
- (3) 改正された「文化芸術基本法（2017年6月）」の内容を理解する
  - ①文化権と社会的格差克服への具体的な記述がされる
  - ②社会包摂の思考が強調される
  - ③生活文化への領域拡張
  - ④国と地方の関係記述（基本計画及び審議会設置に向けて自治体に勧める姿勢）
- (4) 劇場・音楽堂活性化法（2012年3月）の登場による施設使命の明確化
  - ①教育、福祉、医療、コミュニティとの関係→準社会教育施設へ
  - ②ホール運営方針の明確化→社会公益的な使命の自覚と明確化を
  - ③専門家の配置→司書、学芸員、社会教育主事に続く「芸術職人材」必置へ
- (5) 障害者による文化芸術活動推進法（2018年6月）が遂に成立

## 6 自治体文化政策の二本柱

### (1) 市民文化活性化政策（公平、平等、キメ細かく）ヨコに

文化行政は市民自治を活性化させる

- ①全ての芸術分野を見渡す（音楽、演劇、美術、映像、舞踊、文学、芸能・・・） ○
  - ②全ての世代・属性を見渡す（0歳から100歳まで、障害者、外国人、男女） △
  - ③全ての地域を見渡す（中心部、周縁部、僻地、アウトリーチ、インリーチ） □
- ※以上が、○△□（マル、サンカク、シカク）の原則

### (2) 都市・地域政策としての自治体文化政策（選択、集中、発信力を）タテに

- ①都市アイデンティティ形成戦略（VREの循環を）

構想（ビジョン）

外部評価（エバリュエーション）

資源（リソース）

ビジョン、リソース、エバリュエーションの3点セットを形づくる

- ②創造都市戦略に不可欠な資源（3つのT）

人材(talent)、技術(technology)、寛容性(tolerance)

(3) ホール運営における開発投資事業と収益獲得事業の違い

